

日助発 第 124 号
令和 4 年 10 月 20 日

自由民主党
組織運動本部 厚生関係団体委員長 加藤鮎子様
政務調査会 厚生労働部会長 田畑裕明様

公益社団法人日本助産師会
会長 島田真理恵



要 望 書

公益社団法人日本助産師会は、助産師職能の専門団体として次世代を担う子供たちを安心して産み育てられる社会を目指し、妊娠・出産・育児に対する支援および女性の健康支援に対する活動を行っております。母子とその家族、そして女性をバイオサイコソーシャルの観点から継続した支援を行うことが必要であると考えております。

令和 5 年税制改正、および予算措置に対し以下の事項を要望いたします。

要 望 事 項

1. 女性の生涯を通じた健康支援における助産師の活用促進と適切な予算措置を図りたい。
2. 産後ケア事業のさらなる推進と利用料金補助の充実を図りたい。
3. 多胎児とその家族が継続的に産後ケアを受けられる体制づくりと利用料金補助の充実を検討されたい。
4. 助産師活用推進事業における嘱託連携医療機関等の連携支援に向けた都道府県協議会設置の現状と活動状況および好事例を示されたい。
5. 「生命(いのち)の安全教育」の充実に向けた予算措置および助産師の活用を図られたい。
6. 企業で働く女性の就労継続と活躍促進のため助産師の活用を図られたい。

要 望 内 容

1. 女性の生涯を通じた健康支援における助産師の活用促進と適切な予算措置を図りたい。
厚生労働省では令和 4 年度より「性と健康の相談センター事業」が開始され、対象のニーズに応じた切れ目のない支援が行われています。
令和 3 年度の「不妊症・不育症におけるピアサポーター等の養成研修」では、567 名の助産師が研修を修了いたしました。今年度も同研修を多くの助産師が受講しております。
また、日本助産師会ではプレコンセプションケアについて、25 歳以下を対象とした健

健康教育プログラム実践助産師および、未就学児からの高校生とその保護者のための包括的性教育実践助産師の育成を行っており、前者は200名を超える助産師が研修を修了し、後者は現在700名の助産師が研修を受講中です。このような研修を修了した助産師を「性と健康の相談支援センター事業」に活用していただくとともに、各自治体でのセンター事業をより充実させるための補助金の増額を要望いたします。

2. 産後ケア事業のさらなる推進と利用料金補助の充実（仮称:産前産後ケア補助金制度の創設）を図りたい。

令和5年度の概算要求において、産後ケア事業の補助単価案には、新たに一施設当たりの月額案が提示されており、国としてその推進に尽力されている状況であると考えます。

また、「出産準備金」が新設されることが決定しており、この創設も産後ケア等の利用を促進する意図があつてのことと承知しております。しかし、報道によるとクーポンの使用可能範囲が広く、妊産婦とその家族の出産・育児にかかわる経済的負担の軽減にはなつても「出産準備金」が、産前・産後ケアサービスの利用促進にはならないのではないかと考えています。

産後ケア事業をさらに推進し、必要とする母親が気軽に利用することができる事業にするには、産後ケア事業の利用率が高い地域において実施されている、妊産婦健康診査費用補助券のような、産前・産後ケアに関する補助券制度の創設を要望いたします。

また、全国において、里帰り先でも利用が可能となるような制度の検討を要望いたします。

3. 多胎児とその家族が継続的に産後ケアを受けられる体制づくりと利用料金補助の充実を検討されたい。

現在、妊婦の100人に1人が多胎妊婦であり、妊娠中やその後の育児を支援する重要性が認識されつつあります。国も多胎妊婦の妊婦健康診査の助成を手厚くするなど、さまざまな施策を打ち出しています。

産後ケア事業について各自治体は、その利用日数を7日から14日に延長するなどの対応がなされていますが、生後1年を通じて継続的に支援を受けることは困難な状況です。多胎児を持つ母親と家族が、定期的なアウトリーチ型の産後ケアを受けることができる等、継続ケアを実施できる体制づくりと利用料金補助の充実を要望します。

4. 助産師活用推進事業における嘱託連携医療機関等の連携支援に向けた都道府県協議会設置の現状と活動状況および好事例を示されたい。

助産師活用推進事業では、助産師の他施設への出向促進や助産所と嘱託連携医療機関との連携支援に向けて都道府県協議会を設置することが示されておりますが、都道府県における協議会設置の現状と活動状況および好事例の提示を要望します。

助産所では母子のリスクにかかわらず、産後ケアが必要な母子を受け入れています。こ

のため、分娩を取り扱う助産所だけでなく、産後ケアのみを実施している助産所でも母子の急変に対応するための医療連携が必要であり、協議会が助産所と嘱託連携医療機関との連携支援を行うことは非常に重要と考えています。

また、助産所と病院間における助産師の出向促進支援を要望します。今後、すべての妊産婦に対して医療機関や地域が連携して切れ目ない支援をしていくためには、助産所助産師はハイリスク妊産婦のケアを病院で、病院助産師は産後ケアを助産所で経験することで、その知識・技術を向上していくことが必要です。

以上のことから、すべての都道府県に協議会が設置され、助産師活用推進事業が推進されることを要望いたします。

5. 「生命（いのち）の安全教育」の充実に向けた予算措置および助産師の活用を図りたい。

近年、性犯罪・性暴力の増加と被害の低年齢化が問題となっており、文部科学省においては、「生命（いのち）の安全教育」が展開されており、生命（いのち）の安全教育のための教材及び指導の手引きが作成されました。

今後、各学校では、教材を活用して安全教育を実施していくこととなりますが、教育の担い手として、安全教育を含めた健康教育を日ごろから実践している助産師の活用を要望します。併せて助産師派遣に係わる予算措置を要望します。

6. 企業で働く女性の就労継続と活躍促進のため助産師の活用を図りたい。

男女共同参画局では、生涯を通じた女性の健康支援として、様々な具体的な施策を示しています。また、経済産業省では、女性活躍に優れた企業を『なでしこ銘柄』として選定し、女性が生き生き働き続けるための環境整備を進め、女性の管理職・役員比率などの女性登用度を上げ、多様な人材を活かすことで生産性を高める取り組みをしています。

このような取り組みに加え、女性の就労継続と活躍促進をさらに図るには、女性が自らの健康を保持・増進するため身に付けて行くこと、健康不安がある際には、気軽に相談できる場があることが求められます。また、必要に応じて、早期に医療を受けることにつながる窓口があることが重要であると考えます。企業における女性の健康相談窓口の設置および支援者として助産師の活用を図りたい。

以上